

令和6年度 福島県避難市町村家賃等支援事業

助成金給付要綱

令和6年4月1日施行

令和7年3月31日一部改正

(目的)

第1条 福島県は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力HD」という。）から平成30年3月末までとされている賃貸住宅等の家賃の賠償（以下「家賃賠償」という。）を受けた世帯及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して令和元年6月30日までに賃貸住宅等へ移転した世帯のうち、応急仮設住宅の供与が令和7年3月末まで一律延長された区域（別表）から避難し、やむを得ない事情により、家賃賠償終了後又は応急仮設住宅等からの移転後、継続して賃貸住宅等に居住することを余儀なくされ、家賃等の支援を必要とする世帯に対して、予算の範囲内で助成金を給付することで、避難者の生活再建に結び付ける。

(助成対象者)

第2条 助成金の給付の対象となる者（以下「助成対象者」という。また、助成対象者のいる世帯を「助成対象世帯」という。）は、各号の要件を全て満たす世帯の代表者等とする。なお、この事業の目的に照らして、福島県知事（以下「知事」という。）が特に必要と認める者は、助成対象者に含めることとする。

- 一 応急仮設住宅の供与が令和7年3月末まで一律延長された区域に、平成23年3月11日時点で居住していた世帯
- 二 次のア又はイに該当する世帯
 - ア 平成30年3月分までの家賃賠償を受けた世帯
 - イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して、令和元年6月30日までに賃貸住宅等へ移転した世帯（ただし、移転前の応急仮設住宅等1戸につき移転先の賃貸住宅等は1戸までとする。）
- 三 申請する期間において、賃貸住宅等に居住している世帯
- 四 円滑な事務の遂行に必要な範囲で、東京電力HDから福島県への個人情報の提供及び福島県から東京電力HDへの個人情報の提供に同意する世帯
- 五 申請者世帯の生活再建を支援するため、福島県が関係行政機関や避難者支援事業の業務委託先と個人情報を共有することに同意する世帯
- 六 居住可能な持家がない世帯
- 七 応急仮設住宅等の供与を受けていない世帯

- 八 やむを得ない事情により、家賃賠償終了後又は応急仮設住宅等からの移転後、継続して賃貸住宅等に居住することを余儀なくされ、福島県による令和6年4月以降の家賃等の支援を必要とし、その支援を希望する世帯
- 2 前項第六号の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかを目的として賃貸住宅等に居住する世帯は、前項第六号の要件を満たすものとみなす。
- 一 子ども（高校生以下）の子育て・通園・通学のため
 - 二 病院への定期的な通院のため
 - 三 介護施設への定期的な通所のため
 - 四 原発事故を原因とする世帯分離のため

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、第4条に定める助成対象費用として、知事が認める金額とする。

（助成対象費用）

第4条 助成の対象とする費用（以下「助成対象費用」という。）は、申請者が助成対象世帯の構成員が居住していることを確認できる賃貸住宅等について、助成対象世帯が負担する次の費用とする。なお、応急仮設住宅等として居住している住宅に係る費用は、これに含めない。

- 一 家賃（共益費、管理費を含む。）
令和6年4月分から令和7年3月分までとする。
 - 二 更新手数料
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に更新時期を迎える、当該賃貸住宅等の賃貸借契約書に記載された金額とする。
- 2 知事は、前項の助成対象世帯の構成員の居住の実態について、公共料金の使用量のお知らせの写し等により確認する。
- 3 家賃の月額の上限は、第一号から第三号の額のうち、最も少ない額とする。ただし、令和5年度助成金の令和6年3月分の家賃助成額がこれを下回る場合は、その助成月額とする。
- 一 実際に負担している家賃（共益費・管理費を含む）
 - 二 賃貸住宅等1戸につき、入居者数4人までは月6万円、入居者数5人以上は月9万円とする。
 - 三 東京電力の平成30年3月分の家賃賠償額
- 4 前項第二号に定める入居者数は令和6年3月分の給付を決定した際の各住宅の入居者数で判定する。ただし、助成対象者が令和5年度助成金の給付の申請を申請受付期限（令和6年8月31日）内にできなかった場合は、知事が「令和6年度福島県避難年度福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付申請書（第1号様式）」（以下「申請書」という。）

を受理し、最初に第6条に定める助成金の給付の決定をした際の各住宅の入居者数で判定する。

- 5 助成金の申請受付期間内における賃貸住宅等間の転居については、転居先の賃貸住宅等の家賃を助成対象費用として算定できるものとする。
- 6 前項に関して、月半ばの転居など、家賃等に日割が生じる月の助成対象費用の算定は、前月分と同額とみなす。ただし、その月の家賃負担額が前月分を下回る場合は、家賃負担額（実費）とする。

（助成金の給付の申請）

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、貸主へ支払った助成対象費用の令和6年4月分から起算して3か月分ごとに、申請書に次に掲げる書類を添付して、知事へ助成金の給付を申請するものとする。

一 助成対象とする賃貸住宅等の賃貸借契約書等の写し

ただし、過去の助成金の給付の申請時に提出した場合や2回目の申請以降については、前回申請した内容から変更がない場合、その添付を省略できるものとする。

二 助成対象とする賃貸住宅等の家賃（共益費及び管理費を含む。）及び更新手数料の支払実績を確認できる書類（領収書の写し等）

三 助成対象とする賃貸住宅等への居住を証明する書類（住所、氏名が明記された公共料金の使用量のお知らせの写し等）

ただし、申請のたびに、申請対象月のいずれかの1か月分を添付することとする。

四 助成金の振込口座が確認できる書類（申請者名義のもの）（預金通帳の写し等）

ただし、過去の助成金の給付の申請時に提出した場合や2回目の申請以降については、前回申請した内容から変更がない場合、その添付を省略できるものとする。

五 その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、助成金の給付を申請する際に、次の各号に同意するものとする。

一 円滑な事務の遂行に必要な範囲で、東京電力HDが保有する原子力損害賠償に関する申請者世帯の個人情報を福島県が東京電力HDから提供を受けること。

二 円滑な事務の遂行に必要な範囲で、福島県が保有する当該助成金の給付に関する申請者世帯の個人情報を東京電力HDが福島県から提供を受けること。

三 申請者世帯への生活再建支援を推進するため、福島県が関係行政機関や避難者支援事業の業務委託先と個人情報を共有すること。

3 知事は、前項に関する申請者の同意がないとき、又は重複の申請があったとき、申請書類一式を申請者に返却することができるものとする。

4 知事は、必要がないと認めるとき、本条第1項に規定する添付書類の一部を省略することができるものとする。

5 知事は、当該助成金の給付の申請を令和7年8月31日まで受け付けることとする。

(助成金の給付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書を受理したとき、その内容を審査し、速やかに助成金の給付の可否および給付額を決定し、「福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付決定通知書」(第2号様式)又は「福島県避難市町村家賃等支援事業助成金不給付決定通知書」(第3号様式。第3項において「不支給決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な助成金の給付を行うために必要があるとき、助成金の給付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の給付を決定するものとする。

3 第1項にかかわらず、給付を不可とする理由が申請者の死亡による場合にあっては、知事は不支給決定通知書による通知を省略することができる。この場合、決定の日の属する年度の末日から3年間、遺族等関係者からの申出があった場合には、不支給決定通知書に記載すべき事項を告知するものとする。

(助成金の給付の申請の取下げ)

第7条 申請者は、助成金の給付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、申請を取り下げることができる。

(助成金の給付)

第8条 知事は、第6条に基づいて助成金の給付の決定を通知したとき、助成金の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)に対し、第3条及び第4条により知事が認める助成金の額を給付するものとする。

2 知事は、給付決定者に給付した助成金と本来給付すべき助成金の額に差があることを認めたとき、原則として、次回の助成金の給付において精算することとする。

(給付決定者からの状況報告)

第9条 知事は、必要があると認める場合、給付決定者に対して進捗状況などの報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係書類の検査、若しくは関係者へ質問をすることができる。

(助成金の給付の決定の取消し等)

第10条 知事は、助成金の給付の決定を受けた後に助成対象の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により助成金の給付の決定を受けた者に対して、助成金の給付の決定の全部又は一部を取り消し、及び給付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 知事は、前項の取消しの決定を行ったときは、「福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付決定取消通知書」(第4号様式)により、給付決定者に通知するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（令和 6 年 4 月 1 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

別表（第 1 条関係）

| | |
|--------------------------------------|----------|
| 応急仮設住宅の供与が令和 7 年 3 月末まで 一律延長された区域 | 大熊町及び双葉町 |
|--------------------------------------|----------|